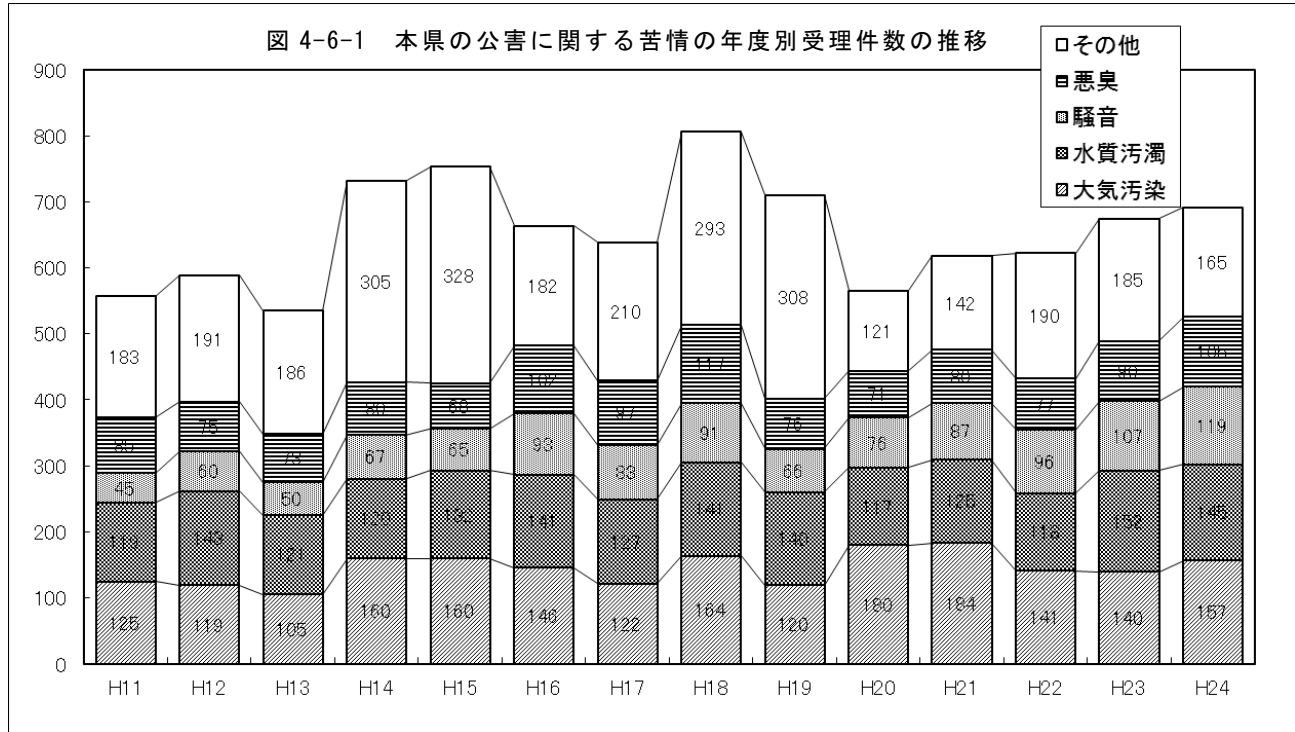


第6節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

1 公害に関する苦情の状況の概要

現況

平成24年度における本県の公害に関する苦情件数は、691件(受付機関:県69件、市602件、町村20件)です。なお、年度別公害苦情件数の推移は図4-6-1のとおりです。



(1) 公害の種類別・発生源別苦情件数

苦情件数の総数691件のうち典型7公害*に関する苦情は、549件(79.5%)となっており、平成23年度に比べて11件増加しました。典型7公害の種類別に見ると最も多いのは大気汚染157件、次いで水質汚濁145件、騒音119件、悪臭105件、土壌汚染14件、振動9件の順です。地盤沈下に関する苦情はありませんでした。大気汚染の157件のうち109件が焼却(野焼き)によるものです。発生源については「個人」を発生源とする苦情が169件で、最も多くなっています。

なお、平成24年度分の発生源別の詳細は表4-6-1のとおりです。

<*典型7公害:大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下をいう。>

表4-6-1 平成24年度公害苦情の発生源(典型7公害のみ)

業種	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)	分類不能の産業	会社事業所以外			件数
																				個人	その他	不明	
件数	23	2	4	2	70	40	1	1	10	18	-	2	17	6	3	1	37	2	12	169	35	94	549

(2) 被害の用途地域別発生状況

典型 7 公害の苦情件数 549 件を被害の用途地域別に見ると、都市計画法による都市計画区域に指定された地域が 459 件、都市計画区域外の地域が 90 件となっています。都市計画区域内の用途地域別では、住居地域(224 件)、調整区域(35 件)などの順となっています。

なお、平成 24 年度分の用途地域別の詳細は表 4-6-2 のとおりです。

表 4-6-2 被害の用途地域別苦情件数(典型 7 公害のみ)

	都市計画法による都市計画区域									都市計画区域外の地域	合計
	住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工専	調整区域	その他	計		
苦情件数	224	20	28	25	9	3	35	115	459	90	549
構成比(%)	40.8	3.6	5.1	4.6	1.6	0.5	6.4	20.9	83.6	16.4	100

(3) 被害の種類別状況

典型 7 公害の苦情件数 549 件を被害の種類別に見ると、最も多いのは感覚的、心理的被害が 429 件であり、78.1%を占めています。

2 騒音

現況

騒音は、私たちの日常生活に特に密接した公害であって、その発生源も工場、事業場、建設作業、自動車交通騒音など様々で、特に、騒音に係る苦情は、人口の集中している都市部に多く発生しています。

平成 24 年度の県下における低周波音によるものを含む苦情件数は 119 件で、内訳は工事・建設作業によるものが 31 件産業用機械作動によるものが 30 件となっており、半数を占めています。

平成 24 年度における騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設等の届出状況は、下表のとおりでした。

表 4-6-3 平成 24 年度の騒音特定施設及び特定建設作業届出状況について

届出対象法・条例	届出内容	届出数	主な施設・作業(届出数)
騒音規制法	特定施設	15,024	空気圧縮機及び送風機(9,584)等
	特定建設作業	786	さく岩機を使用する作業(332)等
県条例	特定施設	44,880	圧縮機(35,977)等
	特定建設作業	1,367	掘削機械使用作業(1,279)等

課題

騒音は、感覚的な環境問題のため、個人差があり、問題の解決が困難となっています。

取組

(1) 工場・事業場騒音の規制

騒音による環境問題を防止するため、県では、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づき、町村長の意見を聴いて、県内全域を規制地域として規制基準を定めており、平成19年度から騒音、振動、悪臭に係る規制地域及び規制基準を騒音と同様に全域規制とする抜本的な見直しにより、平成21年度から騒音、振動について新たな規制を実施しています。

また、騒音規制法の改正により、平成24年度から法による規制地域の指定や規制基準の設定等の権限については、県内の全ての市に委譲されています。

なお、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査と改善勧告及び命令、届出受理その他の事務は市町村に委任されており、県では、規制権限を有する市町村との連携を図っています。

(2) 自動車交通騒音（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、都道府県知事及び騒音規制法政令市長が、自動車の騒音の影響がある道路に面する地域（道路端から50mの範囲）において、環境基準の達成状況等を把握するものです。騒音の環境基準は、平成12年度からは、道路に面する地域について、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。平成24年度に県及び各市で156区間、33,151戸を対象に面的評価を行いました。昼間に環境基準を満足したのは31,814戸（96.0%）、夜間に環境基準を満足したのは31,041戸（93.6%）、昼間及び夜間とも環境基準を満足したのは30,848戸（93.1%）となっています。

出典：大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第48報：熊本県環境生活部

表4-6-4 熊本県内の面的評価実施道路と区間（平成24年度実施）

道路名	区間数	区間
国道3号線	19	宇土市松橋町曲野～宇城市小川町南小川、熊本市大窪2丁目10～熊本市坪井4丁目6、熊本市清水新地5丁目～熊本市新南部4丁目7、八代市敷川内町～八代市日奈久下西町、八代市二見下大野町～八代市二見赤松町、水俣市小津奈木～水俣市ひばりヶ丘、山鹿市鹿北町岩野～山鹿市鹿央町
国道57号線	14	宇土市下網田町～宇土市黒崎、宇城市三角町中村～宇城市三角町三角浦、阿蘇市波野大字小園～阿蘇市一の宮町坂梨、熊本市西原1丁目11～熊本市健軍4丁目1、熊本市田迎町大字田井島～熊本市日吉1丁目1
国道325号線	5	山鹿市大橋通～山鹿市鹿本町梶尾、菊池市隈腑597-1～菊池市森北85
国道266号線	13	上天草市大矢野町上～上天草市松島町合津、宇城市三角町三角浦～宇城市松橋町古保山、熊本市南熊本4丁目7～熊本市本荘5丁目18
国道443号線	4	熊本市小山町～熊本市戸島町
国道387号線	4	菊池市富間412-6～菊池市隈府597-1、合志市合生～合志市須屋
国道501号線	3	宇土市走潟町、玉名郡長洲町大字長洲～玉名郡長洲町大字腹赤
国道389号線	3	荒尾市四ツ山町1丁目10～荒尾市荒尾
国道324号線	3	天草市志柿町～天草市有明町楠甫
国道218号線	3	宇城市松橋町久具～宇城市豊野町糸石
その他の国道	11	国道212号（阿蘇市小里～阿蘇市黒川）、国道445号（八代市泉町仁田尾～八代市泉町柿迫、他7区間）
県道等	74	走潟廻江線、満越城本線、河陰阿蘇線、大津植木線、大牟田植木線、熊本高森線、熊本空港線、熊本浜線、熊本菊陽線 他

(3) 航空機騒音

県では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を調査するため、昭和49年度から阿蘇くまもと空港周辺の航空機騒音調査を実施しています。測定局は昭和59年度から阿蘇くまもと空港周辺の6地点に、平成20年1月からは益城町古閑の「古閑第二公民館局」、平成21年4月からは西原村小森の「西原台公民館局」を加えて8地点となっています。

また、菊陽町、大津町も平成20年1月に1局ずつ設置し、現在計10局で常時監視を実施していますが、そのうち「岩坂共同利用施設」は、平成22年4月から国が測定を行っています。

なお、平成24年度より測定局を「大津町老人ホーム局」から「大津町役場局」に移設して、常時監視を続けています。

平成24年度は、いずれの地点においても環境基準を達成しました。

表 4-6-5 平成24年度航空機騒音の環境基準達成状況 (単位：WECPNL)

No.	測定地点	所管	環境基準値 (類型区分)	測定結果 (年パワー平均値)
1	熊本市戸島西「県営西戸島団地局」	県	70(I 類型)	61.6
2	熊本市戸島「日向上公民館局」	県	75(II 類型)	67.3
3	菊陽町久保田「中央公民館」	県	70(I 類型)	58.1
4	菊陽町曲手「道明公民館局」	県	75(II 類型)	64.0
5	大津町室「大津町役場局」	県	70(I 類型)	58.1
6	益城町古閑「古閑第二公民館局」	県	70(I 類型)	54.9
7	西原村小森「西原台公民館」	県	75(II 類型)	59.7
8	菊陽町戸次「戸次公民館局」	菊陽町	75(II 類型)	56.6
9	大津町森「大津町運動公園局」	大津町	75(II 類型)	57.1

※ 測定期間 平成24年3月29日～平成25年3月27日

※ WECPNL 加重等価平均騒音レベルの略で、航空機騒音の評価指標

※ 「パワー平均値」とは、航空機などの騒音レベルの平均値を算出する際に用いられる平均化の手法である「パワー平均」により算出された平均値であり、音のエネルギー量（パワー）に基づいて計算されます。

航空機騒音の測定で用いられている騒音レベルは、音のエネルギー量を対数変換したデシベル（dB）単位で表されているため、この騒音レベルの測定値の平均値を算出する場合は、騒音レベルの算術平均値ではなく、騒音のもととなっている音のエネルギー量に戻って、音のエネルギー量を平均したパワー平均値を用います。

(4) 新幹線鉄道騒音

◎平成23年度環境基準超過地点調査

平成23年度の九州新幹線博多～新八代間の新幹線鉄道騒音調査において、環境基準を超過した4地点で、防音対策工事の対策を確認するために、再度新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況の把握を行いました。

表4-6-6 平成24年度九州新幹線鉄道騒音測定結果（平成23年度基準超過地点）

地点番号	測定地点	測定地点側の軌道（上下の別）	地域類型	騒音 (dB)		参考H23調査結果騒音 (dB)		騒音環境基準 (dB)	測定日	調査区分
				12.5m	25m	12.5m	25m			
1	南関町宮尾付近	下	I	-	75	-	75	70	平成24年4月14日	熊本県
2	熊本市南区富合町清藤付近（熊本市測定）	下	I	74	71	73	72	70	平成24年6月14日	熊本市
				-	73				平成25年3月17日	
3	宇土市旭町付近	上	I	-	69	-	71	70	平成24年5月16日	熊本県
4	八代郡氷川町網道付近	上	I	69	68	70	71	70	平成24年5月29日	熊本県

※網掛け部は、測定地点側の軌道中心から25mの測定点において環境基準を超過した地点です。

※地域類型：I 類型（住居が立地する地域など）、II 類型（商工業地域など）

◎新八代駅周辺調査

新八代駅の軌道内に設置されていた分岐器が撤去され、平成24年3月17日の新幹線ダイヤ改正により、新八代駅を通過する列車の速度制限が解除されました。このため、新八代駅を通過する列車による、騒音・振動の影響が懸念される新八代駅周辺の6地点新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び振動対策に係る指針値の達成状況の把握を行いました。

表4-6-7 既開業区間における環境基準の達成状況

地域類型	基準値	測定地点数	達成地点数	達成率 (%)
I 類型	70dB	6	5	83

※測定地点側の軌道中心から25mの測定点での結果です。

なお、振動については全ての地点で指針値(70dB)以下でした。

以上の二つの調査の結果、騒音の環境基準を超過した3地点については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び九州旅客鉄道株式会社に対して、防音対策を要請しています。

3 振 動

現 況

振動は、工場、建設作業、道路交通のように騒音を伴って発生することが多く、その発生源も様々です。振動に係る苦情も騒音同様、人口の集中している都市部に多く発生しています。平成24年度の県下における苦情件数は9件で、主として工事・建設作業5件となっています。また、平成24年度における振動規制法に基づく特定施設等の届出状況は下表のとおりでした。

表 4-6-8 平成24年度の振動特定施設及び特定建設作業届出状況について

届出対象法	届出内容	届出数	主な施設・作業（届出数）
振動規制法	特定施設	5,724	圧縮機（2,761）等
	特定建設作業	353	ブレーカーを使用する作業（206）等

課 題

振動も騒音同様、感覚的な環境問題のため、問題解決が困難になっています。

取 組

振動公害を防止するため、県では、振動規制法に基づき、町村長の意見を聴いて規制地域や規制基準を定めており、規制地域の見直しにより、平成21年5月1日から県内全域が規制地域になっています。

また、振動規制法の改正により、平成24年度から、規制地域の指定や規制基準の設定等の権限が県内の全ての市に委譲されています。

なお、届出その他の事務は市町村長に事務委任されていますが、振動発生防止対策に関しては、規制権限を有する各市町村との連携を図っています。

4 悪 臭

現 況

平成24年度の県下における苦情件数は105件で、発生源の業種内訳は、個人35件、農業16件などでした。

課 題

悪臭防止法の指定地域外では、法的な規制がないため、その対応が困難となっています。また、規制は悪臭物質ごとになされていますが、悪臭苦情は同時に複数の物質が関わってくることも多く、悪臭物質ごとの濃度規制では問題解決が困難な場合があります。

取 組

悪臭については、悪臭防止法に基づき、町村長の意見を聴いて、規制地域や規制基準が定められており、22物質が特定悪臭物質として規制がなされており、悪臭防止法に基づく規制地域の見直しにより、平成22年5月1日から県内全域が規制地域になっています。

また、悪臭防止法の改正により、平成24年度から、規制地域の指定や規制基準の設定等の権限が県内の全ての市に委譲されています。

なお、悪臭規制の事務は市町村に委任されていますが、畜産農業については、農政関係機関とも協力して適切な指導を行い、畜産経営による環境汚染の防止を図っています。

5 光害

現況

夜間照明は、私たちの生活に必要なものです。しかし、過剰な照明は、人に不快感を与えたり、天体観測の障害になるなど、様々な悪影響が指摘されています。そのため、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」では、光害のない快適なまちづくりに向けて、屋外照明設備の設置者などに対し光害の防止に取り組むよう求めるとともに、サーチライトやレーザーなどによる特定の対象物以外への照射を禁止しています。（ただし、祭典などの催し物において、一時的に使用する場合などは除きます。）

※光害とは、発光器具から照射される光のうち、その目的とする照射対象範囲の外に漏れる光（漏れ光）照らす強さ、時間などが過剰な光及び特定の照射対象物がない光により、動植物及び農作物の生息又は生育、天体観測への悪影響などが生ずることをいいます。

課題

ライフスタイルの変化に伴い、深夜まで営業する店舗や郊外型の大型店舗の増加などにより、夜間照明の使用は年々増えています。また、顧客誘因のための過剰な照明も見受けられ、引き続き光害防止の必要性について啓発を進める必要があります。

取組

大規模小売店舗立地法の対象となる店舗については、その設置者に対して屋外照明設備を必要最小限とするよう求めています。